

スポーツクラブ等運動施設の皆さまへ

公益社団法人日本フィットネス協会  
代表理事代行・業務執行理事  
(健康増進施設担当) 永岡裕昭

## 「厚生労働大臣認定 健康増進施設」

この信頼の称号を手に入れませんか！

公益社団法人日本フィットネス協会では、運動型健康増進施設認定申請のための現地調査及び指導を行っております。

新たに厚生労働大臣認定の運動型健康増進施設（指定運動療法施設の認定を受ける場合には、まず健康増進施設の認定が必要です。）になることを検討されている場合、あるいは有効期間の10年を経過するに当たり、再認定を希望されている場合は、公益社団法人日本フィットネス協会までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

運動型健康増進施設は、厚生省（現厚生労働省）が昭和63年に健康増進施設認定規程を策定し、健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設として、適切な生活指導を提供できる専門職の人材・設備・機器・システム等をそろえ、安全で効果的な運動を行える場の基準を備えた認定施設であり、国民の健康づくりに資する施設として整備されてきました。

この運動型健康増進施設は、健康長寿延伸社会を迎えるにあたり、地域住民の健康づくりはもとより、地方自治体や医療機関等と連携を図り、幼児から高齢者まで楽しく生きがいを持って健康づくりに取り組むことができる地域の核として、その果たすべき役割はますます大きなものとなってきております。

現在、この運動型健康増進施設認定申請のための実態調査及び指導は、厚生労働大臣による現地調査法人としての指名を受けた、申請者との間に利害関係を

有しない法人が実施することとなっています。

元厚生労働省の所管団体であり、フィットネス・ダンス、フィットネス・ウォーキング、フィットネス・アクアエクササイズなどの実践を通して、身体活動量を増やし、健康を改善させるフィットネスについての科学的な知識の普及、及び専門指導者の育成を図り、すべての国民の健康増進に寄与することを目的とする内閣府認定の公益社団法人日本フィットネス協会が、新たに運動型健康増進施設認定申請のための現地調査及び指導を行うこととなりました。

厚生労働大臣認定の運動型健康増進施設（指定運動療法施設を含む。）に係る案件であれば申請手続きを始め、何でもご相談に応じますので、次のところまでお気軽にご連絡をいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、HP によるご案内は平成31年からとなるため、直接、公益社団法人日本フィットネス協会までご連絡をお待ちいたしております。

公益社団法人日本フィットネス協会  
〒136-0071 東京都江東亀戸 1-8-7  
飯野ビル 5F

担当：青木

Tel: 03-5875-1035

Fax: 03-5875-1057

\*平成29年からは公益社団法人日本フィットネス協会において新たに運動型健康増進施設認定申請のための現地調査及び指導を行っておりますので、認定のご相談等についても問い合わせすることができます。

(HP によるご案内は平成31年からとなる予定。)